

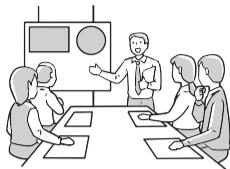
※費用の明示がないものは無料



傍聴

ここりといのちの連絡協議会

▶とき=12月15日(月)14時から ▶ところ=グリーンホール601会議室 ▶内容=次期自殺対策計画の策定など ▶定員=5人(申込順) ▶申込・問=11月17日(月)朝9時から、直接または電話・FAXで、健康推進課こころといのちの係(区役所3階②窓口)☎3579-2329 Fax3962-7834 ※申記入例(8面)参照



休みます

小茂根図書館

▶とき=12月15日(月)~20日(土)※資料点検・整備のため ▶問=小茂根図書館☎3554-8801(第3月曜・月末日休館。ただし11月30日(日)は開館し12月1日(月)休館)

12月1日~7日は
TOKYO交通安全キャンペーン

世界一の交通安全都市TOKYOをめざして

一人ひとりが交通ルールを守り、交通事故のない社会にしましょう。

運動の重点

- 高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
- 二輪車の交通事故防止
- 自転車と特定小型原動機付自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底
- 飲酒運転の根絶
- 違法駐車対策の推進

問合

- 板橋警察署☎3964-0110
- 志村警察署☎3966-0110
- 高島平警察署☎3979-0110
- 板橋区土木計画・交通安全課交通安全・啓発助成係☎3579-2297

シニアのスマートフォン個別相談会

▶ところ・ときなど=表 参照※当日、直接会場へ。▶対象=区内在住で、スマートフォンの使用について疑問や不安のある60歳以上の方 ▶持物=スマートフォン(当日貸出あり)※ふれあい館の利用登録が必要(本人確認書類を持参)
 ▶問
 ●相談会について…長寿社会推進課計画調整係☎3579-2371
 ●ふれあい館の利用登録について…参加を希望するふれあい館

表 シニアのスマートフォン個別相談会

ところ	とき
仲町ふれあい館 ☎3958-0163	12月2日(火)・4日(木)・6日(土)・9日(火)・11日(木)・13日(土)・16日(火)・18日(木)・20日(土)・23日(火)・25日(木)・27日(土)、10時~12時・13時~15時
中台ふれあい館 ☎3934-2940	12月3日(水)・5日(金)・6日(土)・10日(水)・12日(金)・13日(土)・17日(水)・19日(金)・20日(土)・24日(水)・26日(金)・27日(土)、10時~12時・13時~15時
徳丸ふれあい館 ☎3934-8627	12月1日(月)・5日(金)・6日(土)・15日(月)・19日(金)・20日(土)・22日(月)・26日(金)・27日(土)、10時~12時・13時~15時
志村ふれあい館 ☎3960-5885	12月1日(月)・3日(水)・5日(金)・8日(月)・10日(水)・12日(金)・15日(月)・17日(水)・19日(金)・22日(月)・24日(水)・26日(金)、10時~12時・13時~15時
高島平ふれあい館 ☎3935-1775	12月2日(火)・3日(水)・4日(木)・9日(火)・10日(水)・11日(木)・16日(火)・17日(水)・18日(木)・23日(火)・24日(水)・25日(木)、10時~12時・13時~15時

※受付は11時30分・14時30分まで※1人20分程度

支払いをお忘れなく

国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度の各制度は、加入者一人ひとりが保険料を支払い、少ない負担でサービスを受けられる相互扶助の制度です。いつまでも安心して暮らすために、支払期限までに保険料を支払い、各制度をみなさんで支え合いましょう。

		国民健康保険	介護保険	後期高齢者医療制度
目的		病気・けがに備えて、加入者が保険料を支払い、少ない負担で医療を受けられる相互扶助の制度	介護を必要とする状態になっても、自立した生活を送れるように、必要な介護サービスを受けられる制度	被保険者の医療費を国民全体で支える制度
対象		74歳以下で、ほかの健康保険に加入していない方	●65歳以上の方(第1号被保険者) ●40~64歳の方(第2号被保険者)※医療保険と合わせて徴収	●75歳以上の方 ●一定の障がいがある65歳以上で、加入申請した方
支払方法	普通徴収	口座振替または納付書※来庁・印鑑不要で、口座振替の申込ができる「Web口座振替受付サービス」あり。詳しくは、区ホームページをご覧ください。※キャッシュカードのみで手続きできるサービスあり。詳しくは、お問い合わせください。※納付書払いの方は、支払期限までに金融機関・コンビニエンスストア・区役所・各区民事務所・電子マネー・モバイルレジ(モバイルバンキング・クレジットカード)でお支払いができます。※クレジットカード払いは、支払い金額に応じて決済手数料が別途必要。	年額18万円以上の老齢・退職・遺族・障害年金を受給している方は、年金から保険料が差し引かれます。※普通徴収への変更不可※65歳になったばかりの方・ほかの市区町村から転入した方・年度の途中で保険料が変更になった方などは、一時的に普通徴収になる場合あり。	次の両方の要件を満たす方は、介護保険料が差し引かれている年金と同じ年金から保険料が差し引かれます。 ●年金受給額が年額18万円以上 ●後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が、年金受給額の2分の1以下
	特別徴収	原則、世帯主が国民健康保険被保険者であり、世帯内の同被保険者全員が65~74歳で、次の全ての要件を満たす方は、年金から保険料が差し引かれます。 ●年金受給額が年額18万円以上であり、介護保険料が特別徴収されている ●介護保険料と国民健康保険料の合計額が、年金受給額の2分の1以下 ●口座振替をしていない		
滞納した場合		●督促状・催告書の送付および電話・訪問による納付勧奨 ●延滞金の徴収 ●保険給付の全部または一部差し止め ●財産の差し押さえ(法律に基づく滞納処分) ●医療機関などでの窓口負担が10割(全額自己負担)に変更	●介護サービス費の支払方法の変更(利用費を被保険者が一時的に全額負担) ●保険給付の一時差し止め(未払い分の保険料に充当) ●保険給付の減額・高額サービス費の支給停止(保険給付率を6割または7割に引き下げなど) ●督促状・催告書の送付および電話・訪問による納付勧奨 ●財産の差し押さえ(法律に基づく滞納処分)	●督促状・催告書の送付および電話・訪問による納付勧奨 ●財産の差し押さえ(法律に基づく滞納処分)
問合		●保険料・資格について…国保年金課国保資格係☎3579-2406 ●お支払いについて…国保年金課国保収納係☎3579-2409 ●滞納処分・差し押さえについて…国保年金課国保特別整理係☎3579-2437	介護保険課資格保険料係☎3579-2359	後期高齢医療制度課管理収納係☎3579-2327

※経済的な事情などで保険料の支払いが困難な方は、分割納付・減免制度が適用できる場合がありますので、お問い合わせください。

